

【郵送用】国民健康保険の加入・脱退等に関する届出書

(宛先) 益田市市長 次のとおり届け出ます。

記入例

太枠内の内容を全て記入してください

届出日 (記入日)	令和 6 年 12 月 2 日	届出区分 (いづれかに✓)	<input type="checkbox"/> 加入 <input checked="" type="checkbox"/> 脱退 <input type="checkbox"/> その他 (内容:)													
世帯主	住所	益田市常盤町1番1号			電話番号	0856 - 31 - 0100										
	フリガナ 氏名	マスタ タロウ 益田 太郎			個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
届出人	※届出人が世帯主以外の場合は記入してください。※別世帯の方が届け出る場合は委任状が必要です。 <input type="checkbox"/> 世帯員 (世帯主との続柄:) <input type="checkbox"/> その他 () ※委任状が必要															
	住所				電話番号	-			-							
	氏名				電話番号											

* 国民健康保険の加入・脱退等がある方の対象者全員について記入してください。

フリガナ 氏名	世帯主との 続柄	生 年 月 日	個人番号	(加入届出時のみ) マイナンバーカード (※) の健康保険証利用登録の有無	
				有	無
1 マスタ タロウ 益田 太郎	本人	昭和 64 年 1 月 1 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
2 マスタ ハナコ 益田 花子	妻	平成 2 年 2 月 2 日	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
3 マスタ イチロウ 益田 一郎	子	令和 元 年 3 月 3 日	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
4		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
5		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
6		年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

※マイナンバーカードは、有効期限内、かつ、電子証明書（5年ごとに更新が必要）が有効であるものに限り、有効期限が切れている、又は、電子証明書が有効でない場合は、「無」を選択してください。

<<添付書類>>

* 同封する書類全てに✓をつけてください。添付書類の不足・不備がある場合、手続きができない場合があります。

全ての届出区分で同封が必要となるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	届出人の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） ※顔写真入りの書類の場合は1点、顔写真が無い書類の場合は2点を同封してください。
	<input type="checkbox"/>	(別世帯の方が届け出る場合) 委任状
加入の届出時に必要となるもの ※加入していた健康保険の資格を喪失した場合	<input type="checkbox"/>	資格を喪失したこと（資格喪失年月日を含む）が分かる書類（対象者全員について記載されたもの） (例) 事業所等が発行した資格喪失証明書
脱退の届出時に必要となるもの ※新たに益田市国民健康保険以外の健康保険の資格を取得した場合	<input checked="" type="checkbox"/>	新たに加入した健康保険の資格情報（資格取得年月日を含む）が分かる書類等（対象者全員分） (例) 資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの医療保険資格情報の画面を印刷したもの ※マイナポータルの医療保険資格情報をPDF形式で保存したのものには、資格取得年月日が記載されていませんので、別途、資格取得年月日が確認できる資料をご用意ください。
	<input checked="" type="checkbox"/>	益田市国民健康保険が交付した各種証書（資格確認書、限度額適用認定証等） ※紛失等により手元に無い場合は送付不要です。

※上記以外の加入・脱退等の手続きの際は、必要書類を事前に益田市保険課に確認の上、届け出てください（電話：0856-31-0212）。

※郵送提出前に、別紙のチェックシートの内容を必ず確認してください。

チェックシート（郵送による国民健康保険加入・脱退等届出）

※このチェックシートは提出不要ですが、郵送提出前に必ず内容をご確認ください。

※届出人が世帯主以外の方である場合でも、必ず、世帯主の方もご確認ください。

《全ての届出に共通するご案内事項》

確認欄

○ 郵送で提出された書類の返却は行いません。ただし、提出された書類が不足、または記入内容に不備があり手続きができない場合は、提出書類一式を返送します。	<input type="checkbox"/>
○ 届出についての確認のため、届出書に記載の電話番号に、平日の日中に連絡することがあります。	<input type="checkbox"/>

《加入届出時の確認事項（加入していた健康保険の資格を喪失した場合）》

はい いいえ

○ 資格喪失日から、ご家族等の健康保険の被扶養者になる予定がありますか？ 被扶養者になる場合は国民健康保険には加入できません。 ※被扶養者認定の条件等は、ご家族等の勤務先等にお尋ねください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○ 退職前に加入していた健康保険の任意継続をする予定がありますか？ 任意継続をする場合は国民健康保険には加入できません。 ※任意継続は退職から20日以内の手続きが必要です。手続きについては退職前に加入していた健康保険組合等にお尋ねください。 ※任意継続との保険料（税）額比較のため、国民健康保険に加入した場合の保険税額試算を希望される場合は、本人確認書類や前年の所得が把握できるもの（確定申告書類・源泉徴収票等）を持参の上来庁してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○ 同じ世帯に「国民健康保険組合」の加入者がいますか？（建設国保、医師国保等） 「国民健康保険組合」加入者がいる場合は、市町村の国民健康保険には加入できません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○ 国民健康保険の加入日時点（今までの健康保険の資格喪失日）の住民票上の住所は益田市ですか？ 益田市国民健康保険の資格取得日は、益田市に転入された日となります。 それまでの期間については、資格喪失日時点でお住まいだった市町村で国民健康保険に加入していただく必要があります（手続きについては該当の市町村の国民健康保険担当部局にお問い合わせください）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○ 今回の国民健康保険加入は、自らの意思によらない離職（倒産・解雇・雇止め等）によるものですか？ 届出により、保険税の軽減制度が適用される場合があります。（離職時点で65歳未満の方） ハローワークから発行される「雇用保険受給資格者証」の「離職理由コード」の確認が必要です。 詳しい条件については益田市保険課にお電話（0856-31-0212）でお問い合わせください。 また、益田市ウェブサイトにも関連情報を掲載しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○ 今回の国民健康保険加入は、被用者保険の被保険者が後期高齢者制度に移行することに伴い、その被扶養者（65歳以上）が加入するものですか？ 申請により、保険税の減免制度が適用される場合があります。 詳しい条件については益田市保険課にお電話（0856-31-0212）でお問い合わせください。 また、益田市ウェブサイトにも関連情報を掲載しています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

《加入届出時のご案内事項》

確認欄

○ 国民健康保険の加入日は、今まで加入していた健康保険の資格喪失日と同じ日となります。	<input type="checkbox"/>
○ 市が申請書類を受理してから7日程度（閉庁日を除く）で、届出書に記載された「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の有無」に基づき、加入者の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」のいずれかを、世帯主宛（住民票上の住所）へ郵送します。	<input type="checkbox"/>
○ 国民健康保険税については、国民健康保険の被保険者がどうかにかかわらず、世帯主が納税義務者となります。 国民健康保険税の計算は、国民健康保険の加入日までさかのぼります。 「国民健康保険税決定通知書（兼変更通知書）」を、世帯主宛に後日郵送します。	<input type="checkbox"/>

《脱退届出時のご案内事項》

確認欄

○ 国民健康保険の脱退の日は、新たに加入された健康保険の資格取得日の翌日となります。 ※「国民健康保険組合」に加入した場合については、資格取得日と同日が脱退日となります。	<input type="checkbox"/>
○ 保険税額に変更がある場合、「国民健康保険税決定通知書（兼変更通知書）」を、世帯主宛に後日郵送します。 この通知が届くまでに納期が到来する保険税については、従前の通知に基づき、納期までに納付してください。	<input type="checkbox"/>
○ 保険税の過納が発生した場合は、保険税還付の届出をしていただく必要があります。 該当の方へは、益田市保険課から手続きについてご案内します。 ただし、国民健康保険税の振替口座の登録がある方については、振替口座へ還付を行う予定です。 振替口座以外への還付を希望される場合はご連絡をお願いします。	<input type="checkbox"/>
○ 新たに別の健康保険の資格を取得された日以降に国民健康保険の資格確認書等を提示して保険診療を受けた場合は、資格過誤受診となりますので、医療保険の資格が変わっていた旨を、保険診療を受けた医療機関にお知らせください。 また、資格過誤受診に伴う医療費を益田市が負担した場合、その金額を益田市国民健康保険に返還をしていただく必要がある場合があります。該当の方へは、益田市保険課から通知します。	<input type="checkbox"/>

698-8650

益田市常盤町1番1号

益田市福祉環境部保険課
保険係 資格担当 行

郵送する際の宛先としてご利用ください

